

○龍ヶ崎市後援等名義使用承認事務取扱要綱

平成16年5月12日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市が龍ヶ崎市以外のものの行う事業等について、次条第1項各号に規定する後援又は推薦（以下「後援等」という。）の名義使用を承認するときの要件、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 講演会、展覧会、競技会その他の事業等の開催に当たり、龍ヶ崎市が事業等の内容の趣旨に賛同する意思を表示することをう。
- (2) 推薦 映画、音楽、書籍等の著作物及びそれらを使用した興行等について、教育的及び文化的に有意義なものと認める意思を表示することをいう。

2 龍ヶ崎市が後援等を行うときの名義使用の表示は、単に「龍ヶ崎市」とする。

(後援の承認要件)

第3条 市長は、後援の名義使用の申請に係る事業等が次の各号に掲げる要件のいずれも満たすときにおいて、後援の名義使用を承認するものとする。

- (1) 事業等の主催者が次のいずれかであること。
 - ア 官公庁
 - イ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - ウ 教育、学術、スポーツ等の振興及び青少年の健全育成等を主たる目的とする団体
 - エ 新聞社（日刊紙を発行するものに限る。）、ラジオ、テレビ局その他報道機関
 - オ その他市長が特に適当と認めたもの
- (2) 事業等が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 市民福祉の増進並びに教育及び文化の振興等に寄与するもの
 - イ 龍ヶ崎市内又は龍ヶ崎市の近隣市町村において開催されるもの
 - ウ 広く市民に効果、影響等が及ぶと期待されるもの
 - エ 営利を主たる目的とするものでないもの
 - オ 実行性が確保されているもの
 - カ その他市長が特に適当と認めたもの

(推薦の承認要件)

第4条 市長は、推薦の名義使用の申請に係る事業等が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときにおいて、推薦の名義使用を承認するものとする。

- (1) 教育映像等審査規程（昭和29年文部省令第22号。以下「省令」という。）第6条第1項の規定により文部科学省選定又は文部科学省特別選定と認められた事業等であるもの
- (2) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第12条の規定により茨城県知事が推奨した事業等であるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、省令第4条及び第5条の規定を準用し、市長が適当と認める事業等であるもの
（不承認とするもの）

第5条 市長は、後援等の名義使用の申請に係る事業等が、前2条の承認要件に該当する場合であっても、当該事業等が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、当該後援等の名義使用の承認を行わないものとする。ただし、条件を付することにより当該名義使用に支障がなくなるものについては、当該条件を付して後援等の名義使用を承認するものとする。

- (1) 特定の思想等の普及を図るもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 特定の法人又は個人の売名的要素が加わるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の後援等が不適當であると認められるもの
（承認の申請）

第6条 後援等を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、あらかじめ龍ヶ崎市名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、主催者が同一の年度内において2回以上後援等の名義使用の申請をするときは、2回目以降の当該申請において第3号に規定する添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画書、プログラム、ポスター等
- (2) 入場料等を徴収するときは、収入支出予算書
- (3) 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの
- (4) 資料又は作品等の展示を行うときには、見本及び解説書等展示内容の分かるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの
（承認又は不承認の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査

の上、承認又は不承認を決定し、龍ヶ崎市名義使用承認通知書（様式第2号）又は龍ヶ崎市名義使用不承認通知書（様式第3号）により、当該主催者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査は、龍ヶ崎市後援名義使用審査表（様式第4号）又は龍ヶ崎市推薦名義使用審査表（様式第5号）を用いて行うものとする。

（条件の付与）

第8条 市長は、前条第1項及び第10条第2項の規定により承認の決定を行うときは、原則として、当該主催者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該事業等の名称及び期日（期間）を限定すること。
- (2) 市が当該事業等の経費の負担その他援助等を一切行わないこと。
- (3) 公衆衛生、事故防止等に関する措置を十分講ずること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

（承認の取消し）

第9条 市長は、後援等の名義使用の承認を決定した事業等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合において、市は、当該取消しにより生じた損害の責任を一切負わないものとする。

- (1) 第3条及び第4条に規定する後援等の承認要件を満たさなくなった場合又は承認要件に違反した場合
- (2) 第6条の規定による申請、次条第1項の規定による変更の申請又はそれらの添付書類の内容に虚偽又は不正があった場合
- (3) 後援等の名義使用の承認に際して付した条件に違反した場合
- (4) 市の名誉を失墜させるような行為があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、後援等の名義使用が不相当と認められる場合

2 市長は、後援等の名義使用の承認を取り消すときは、龍ヶ崎市名義使用承認取消通知書（様式第6号）により、取消しの理由を付して当該主催者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第10条 主催者は、後援等の名義使用の承認を受けた後において事業等の計画等を変更しようとするときは、龍ヶ崎市名義使用変更承認申請書（様式第7号）に第6条各号に掲げる書類（変更があったものに限る。）を添えて、直ちに申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、龍ヶ崎市名義使用変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、当該主催者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 主催者は、事業等の終了後、速やかに龍ヶ崎市名義使用実績報告書(様式第9号)を提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（主催者）

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

（担当者）

氏 名

連 絡 先

龍ヶ崎市名義使用承認申請書

龍ヶ崎市名義を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 名義使用の種別	後援 ・ 推薦
2 事業等の名称	
3 目的及び内容	
4 期日又は期間	
5 実施場所	
6 参加対象者及び予定人数	
7 他の後援等（申請中を含む。）	龍ヶ崎市教育委員会への申請： 有 ・ 無 その他：
8 入場料等	有 ・ 無
9 添付書類	
<input type="checkbox"/> 事業計画書、プログラム、ポスター等	
<input type="checkbox"/> 入場料等を徴収するときは、収入支出予算書	
<input type="checkbox"/> 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの	
<input type="checkbox"/> 資料又は作品等の展示を行うときは、見本及び解説書等展示内容の分かるもの	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市名義使用について、審査の結果、下記のとおり条件を付して承認します。

記

1 名義使用の種別	後援 ・ 推薦
2 事業等の名称	
3 期日又は期間	
4 経費及び援助	市は、事業等の経費の負担その他援助等を一切行わないものとする。
5 安全対策	公衆衛生、事故防止等に関する措置を十分講ずること。なお、市は、事故等に対する責任を一切負わないものとする。
6 承認の取消し	事業等が龍ヶ崎市後援等名義使用承認事務取扱要綱第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この承認を取り消すことがある。この場合において、市は、当該取消しにより生じた損害の責任を一切負わないものとする。
7 事業等の計画等変更の申請	事業等の計画等に変更が生じたときは、直ちに申請すること。
8 実績報告書の提出	事業等の終了後、速やかに実績報告書を提出すること。 なお、入場料等を徴収したときは、決算書を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市名義使用について、審査の結果、下記のとおり不承認とします。

記

1 名義使用の種別	後援 ・ 推薦
2 事業等の名称	
3 不承認とした理由	

龍ヶ崎市後援名義使用審査表

主 催 者	団 体 名		住 所	
	代 表 者 名		連 絡 先	
	担 当 者	氏 名	連絡先	
	受 理 日			
事 業 等 の 内 容	事業等の名称			
	目 的 及 び 内 容			
	期 日 又 は 期 間		参加対象者 及び予定人数	
	実 施 場 所		他 の 後 援 等 (申請中を 含む。)	
	入 場 料 等			
審 査 事 項				審 査
主 催 者	ア 官公庁			
	イ 公益法人又はこれに準ずる団体			
	ウ 教育、学術、スポーツ等の振興及び青少年の健全育成等を主たる目的とする団体			
	エ 新聞社（日刊紙を発行するものに限る。）、ラジオ、テレビ局その他報道機関			
	オ その他市長が特に適当と認めたもの			
事 業 等 の 内 容	ア 市民福祉の増進及び教育、文化の振興等に寄与するもの			
	イ 龍ヶ崎市内又は龍ヶ崎市の近隣市町村において開催されるもの			
	ウ 広く市民に効果、影響等が及ぶと期待されるもの			
	エ 営利を主たる目的とするものでないもの			
	オ 実行性が確保されているもの			
	カ その他市長が特に適当と認めたもの			
提 出 書 類	(1) 事業計画書、プログラム、ポスター等			
	(2) 入場料等を徴収するときは、収入支出予算書			
	(3) 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの			
	(4) 資料又は作品等の展示を行うときは、見本及び解説書等展示内容の分かるもの			
	(5) その他市長が必要と認めるもの			
審 査 結 果	<p>上記に基づき審査した結果、次のとおり決定する。</p> <p>（特別な条件を付した場合又は不承認とした場合は、その理由）</p> <p>1 承 認 _____</p> <p>2 不 承 認 _____</p>			

様式第5号（第7条関係）

龍ヶ崎市推薦名義使用審査表

主 催 者	団 体 名		住 所	
	代 表 者 名		連 絡 先	
	担 当 者	氏 名	連 絡 先	
	受 理 日			
事 業 等 の 内 容	事業等の名称			
	目的及び 内 容			
	期日又は 期 間		参加対象者 及び予定人数	
	実施場所		他 の 後 援 等 (申請中 を含む。)	
	入 場 料 等			
審 査 事 項				審 査
事 業 等 の 内 容	(1) 教育映像等審査規程（昭和29年文部省令第22号。以下「省令」という。）第6条第1項の規定により文部科学省選定又は文部科学省特別選定と認められた事業等であるもの			
	(2) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第12条の規定により茨城県知事が推奨した事業等であるもの			
	(3) 上記(1)又は(2)に掲げるもののほか、省令第4条及び第5条の規定を準用し、市長が適当と認める事業等であるもの			
提 出 書 類	(1) 事業計画書、プログラム、ポスター等			
	(2) 入場料等を徴収するときは、収入支出予算書			
	(3) 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの			
	(4) 資料又は作品等の展示を行うときは、見本及び解説書等展示内容の分かるもの			
類	(5) その他市長が必要と認めるもの			
審 査 結 果	<p>上記に基づき審査した結果、次のとおり決定する。</p> <p>（特別な条件を付した場合又は不承認とした場合は、その理由）</p> <p>1 承 認 _____</p> <p>2 不 承 認 _____</p>			

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市名義使用承認取消通知書

年 月 日付けで龍 第 号で承認した龍ヶ崎市名義使用について、下記のとおり取り消します。

記

1 名義使用の種別	後援 ・ 推薦
2 事業等の名称	
3 取消理由	

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（主催者）

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

（担当者）

氏 名

連 絡 先

龍ヶ崎市名義使用変更承認申請書

年 月 日付け龍 第 号で承認された事業について、事業等の計画等を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更項目	<input type="checkbox"/> 期日又は期間 <input type="checkbox"/> 実施場所 <input type="checkbox"/> 参加対象者及び予定人数 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 変更前の内容	
3 変更後の内容	
4 変更理由	
5 添付書類（変更があったものに限る。）	<input type="checkbox"/> 事業計画書、プログラム、ポスター等 <input type="checkbox"/> 入場料等を徴収するときは、収入支出予算書 <input type="checkbox"/> 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの <input type="checkbox"/> 資料又は作品等の展示を行うときは、見本及び解説書等展示内容の分かるもの <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市名義使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった龍ヶ崎市名義使用の事業等の計画等の変更について、審査の結果、下記のとおり決定します。

記

1 変更申請の内容について、次のとおり承認します。

- (1) 変更内容 期日又は期間 実施場所
 参加対象者及び予定人数
 その他（ ）

(2) 変更前

(3) 変更後

2 変更申請の内容について、不承認とします。

理由

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

（担当者）

氏 名

連 絡 先

龍ヶ崎市名義使用実績報告書

年 月 日付け龍 第 号で承認された事業等について、下記のとおり実績を報告いたします。

記

- 1 事業等の名称
- 2 期日又は期間
- 3 参加者数等
- 4 事業等の実施による市民への効果、影響等（参加者の反応等を含む。）
- 5 その他

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の龍ヶ崎市後援等名義使用承認事務取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定によりされた申請その他の手続については、改正後の龍ヶ崎市後援等名義使用承認事務取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定によりされた申請その他の手続とみなす。
- 3 改正後の要綱の規定にかかわらず、改正前の要綱の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。